

4月1日から施設へ持ち込む際の ごみ処理手数料が変わります

引っ越しなどで一時的に家庭から多量に出るごみや事業所から排出されるごみなどを処理する場合のごみ処理手数料について、排出者負担の適正化を図るため、本年4月1日から改定します。

対象施設：清掃工場(新港・北・北谷津)、新浜リサイクルセンター
(消費税を除く)

処分方法	区分	新料金	旧料金
自ら施設へ持ち込む	処分手数料	270円/10kg (5,400円/m ³)	20円/kg (4,000円/m ³)
許可業者へ収集を依頼する	収集運搬処分手数料	470円/10kg (9,400円/m ³)	36円/kg (7,200円/m ³)

※新料金は10kgまでごとに徴収します。ただし、総重量が10kgに満たない時は、10kgとみなし270円を徴収します。

「清掃工場の将来像」に関する出前講座をご利用ください

今後の廃棄物処理施設の整備方針や、新清掃工場に関する計画を「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画」として策定しました。出前講座にて本計画に関する説明を行いますので、ぜひお申し込みください。

出前講座とは？

市の職員が皆さんの集会などに出向き、施策や制度などを説明します。会場は皆さんにご用意いただきますが、説明用資料の準備や講演自体は市が行っています。

■問い合わせは 廃棄物施設課

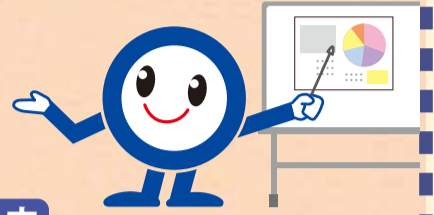
- ・ごみ処理手数料に関すること ☎043-245-5653
- ・「清掃工場の将来像」出前講座に関すること ☎043-245-5243

次期ごみ処理基本計画(平成29~43年度) の策定を進めています

ごみ処理基本計画とは、千葉市のごみ処理に関する長期的な基本方針です

次期計画では3用地2清掃工場運用体制による安定的かつ継続的なごみ処理に向け、15年先(平成43年度)を目標において

- 焼却ごみ量などの数値目標
- ごみ減量・再資源化施策
- ごみ処理施設などの整備計画などを定めます。



次期計画の策定の基本的な考え方

- ①環境負荷の低減や経済性・効率性を重視し、実効性の高い計画とします。
- ②さらなるごみ減量を目指すため、3Rの取組みを進める計画とします。
- ③現行のごみ減量・再資源化施策を見直すほか、新たな施策を検討します。
- ④清掃工場などのごみ処理施設の計画的な整備を位置づけます。

次期計画の策定スケジュール(予定)

- 平成27年 6月～ 計画内容の検討
- 平成28年 11月 (千葉市廃棄物減量等推進審議会 など)
- 平成28年 12月 パブリックコメント
- 平成29年 3月 策定

3月末で 北リサイクルプラザを 閉館します

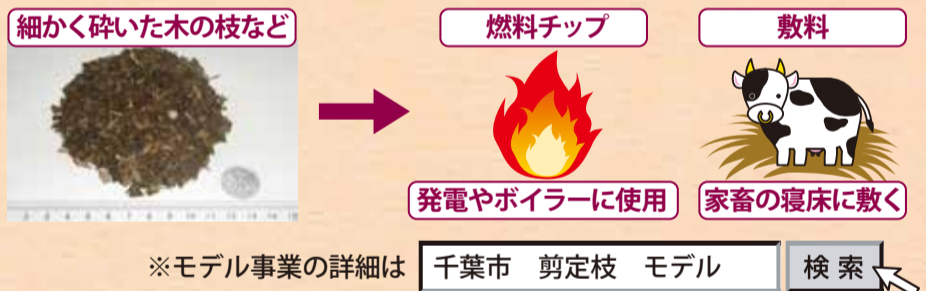
北リサイクルプラザは、平成8年よりリサイクル型社会の実現に向けた情報拠点として活動してきました。様々な施策と併せ市民の皆様にご協力いただいた結果、平成22年度から平成25年度まで、人口50万人以上の都市におけるリサイクル率第1位を継続しています。リサイクル情報拠点として、当初の目的が達成されたことから、施設は平成27年度末(本年3月末)をもって閉館します。

■問い合わせは 北清掃工場 ☎043-258-5300

剪定枝等循環システム ~木の枝などのリサイクル~

さらなるごみ減量・再資源化に向けた新たな施策として、剪定枝等循環システム事業の実施を検討しています。

- これまで焼却処分している、家庭から出る木の枝・刈り草・葉を分別収集して、燃料チップなどにリサイクルします。
- 現在2つの地区で実施しているモデル事業の検証を行い、早期に全市での実施を目指します。
- 全市で実施した場合、千葉市全体で年間5,500トンのごみ減量・再資源化を見込んでいます。



※モデル事業の詳細は [千葉市 剪定枝 モデル](#) [検索](#)

屋外の公共の場所での喫煙はやめましょう！

千葉市では、歩行者などの安全を守るとともに、美しい街づくりを推進するため、平成23年1月に「路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙やポイ捨てに関する禁止事項を定め、巡視活動を行っています。



禁止行為

路上喫煙
取締り地区内の屋外公共の場所での路上喫煙
※「座って」「自転車に乗って」「携帯灰皿を持って」なども禁止行為の対象になります。

ポイ捨て
すべての屋外公共の場所での空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て

条例に違反した場合

直ちに
過料**2,000円**
が課せられます。

取締り地区

